

平成28年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会

招 集 年 月 日	平成28年11月18日					
招 集 の 場 所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示 す	開会	平成28年11月18日午後2時13分			議 長	山野井 隆
	閉会	平成28年11月18日午後4時29分			議 長	山野井 隆
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	柿 沼 朋 幸	○	16		
	2	古 舘 千恵子	○	17		
	3	海老原 弘	○	18		
	4	小 堤 修	○	19		
	5	渡 部 日出雄	○	20		
	6	石 井 めぐみ	○	21		
	7	山野井 隆	○	22		
	8	吉 田 宏	○	23		
	9	齋 藤 久 代	○	24		
	10	加 増 充 子	○	25		
	11			26		
	12			27		
13			28			
14			29			
15			30			
会議録署名議員	5 番	渡 部 日出雄		6 番	石 井 めぐみ	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事 務 局 長	齋 藤 隆		議事係	近 内 伸一郎 谷 口 江利子 西 島 淳	

地方自治法第1 21条により説明 のために出席 した者の氏名	管 理 者	藤 井 信 吾
	副 管 理 者	片 庭 正 雄
	代 表 監 査 委 員	片 桐 弘 勝
	事 務 局 長	渡 邊 達 夫
	次 長	古 谷 勝 美
	次 長	川 上 雅 彦
	企 画 財 政 課 長	濟 賀 幸 夫
	業 務 課 長	前 島 修
	管 理 課 長	榎 根 本 嗣 郎
	施 設 課 長	舘 野 正 美
	工 務 課 長	穂 鹿 毅
	企 画 財 政 課 企 画 調 整 係 長	長 塚 学
	業 務 課 長 補 佐 兼 業 務 係 長	斉 藤 佐 武 郎
	管 理 課 長 補 佐	中 山 茂
	施 設 課 長 補 佐	海 老 原 義 孝
	工 務 課 長 補 佐	渡 邊 敏 明
総 務 課 契 約 係 長	木 村 修 夫	

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

平成28年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

平成28年11月18日
午後2時13分開会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第9号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 報告第2号 平成27年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について
- 日程第6 認定第1号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計決算の認定について

平成28年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 平成28年11月18日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
11月18日	午後2時13分	本会議	議会議場	一般質問 議案第9号 報告第2号 認定第1号

平成28年第2回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

平成28年11月18日（金曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後2時13分開会

○議長（山野井 隆君） 皆様、こんにちは。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成28年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

○

会議録署名議員の指名

○議長（山野井 隆君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、渡部日出雄君、石井めぐみ君を指名いたします。

○

会期の決定

○議長（山野井 隆君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第3，一般質問を行います。

一般質問は、一括質問一括答弁制と一問一答制を各議員が選択して行います。

念のために申し上げます。一括質問一括答弁制を選択して質問を行う議員は、従来どおりです。一問一答制を選択して質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。自己に関係する質問が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

なお、一問一答制の制限時間は、申し合わせにより1人20分以内となっています。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

小堤 修君。

○4番(小堤 修君) それでは、事前通告に従いまして私から一般質問をさせていただきます。

当施設の近辺にお住まいの方々から、当施設から臭気、においですね、これがあるというようなことを、私、数名からお話を聞いております。それで、今回、あえてこの場をおかりいたしまして、この臭気について、臭気が発生する箇所というのは、汚水が流れてきて、それを処理してきれいな水にする過程において、浄化する過程においてどの部分なのかということ、まず教えていただきたいと思います。

○議長(山野井 隆君) 答弁を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長(渡邊達夫君) ただいまの小堤議員のご質問にお答えいたします。

臭気が発生する箇所は、汚水を浄化する過程においてどの部分かというご質問かと思えます。

先ほど全協の前に、お許しいただきまして配付させていただいた図面、資料に沿って説明させていただきます。

資料の1ページでございますが、臭気測定箇所図でございます。臭気が発生する箇所としましては、資料に着色されております⑮、⑯の沈砂池、続きまして、⑦、⑧の水処理施設の分配槽、続きまして、水処理施設で沈澱した汚泥を処理する⑰、⑱の汚泥棟の3カ所となっております。

○議長(山野井 隆君) 小堤 修君。

○4番(小堤 修君) ありがとうございます。用意していただいたこの資料を見ると、よくわかって大変ありがたく思います。

それで、こういったところで臭気が発生する可能性があるということで、実際に臭気の測定というのは、やられているのでしょうか。

○議長(山野井 隆君) 管理課長榎根本嗣郎君。

○管理課長(榎根本嗣郎君) ただいまの小堤議員のご質問にご答弁させていただきます。

臭気測定につきましては、悪臭防止法第7条の規定に基づき、年1回臭気測定を実施しております。測定箇所につきましては、先ほどの資料1ページでございますが、青色で着色してございます。

また、臭気対策として、昨年度、県南クリーンセンター敷地内で16施設、20カ所において臭気測定を実施しております。

○議長(山野井 隆君) 小堤 修君。

○4番(小堤 修君) ありがとうございます。実際に臭気測定をしていらっしゃるかと

ということで、合計20カ所ですか、やられているということですのでけれども、では、その測定結果と言うんですか、それが基準値の中に入っているのかどうなのか、実際の測定値、それはどのぐらいなのか、ちょっとわかる範囲で結構ですので教えていただけたらと思います。

○議長（山野井 隆君） 榎根本嗣郎君。

○管理課長（榎根本嗣郎君） ただいまの小堤議員のご質問にお答えいたします。

臭気が発生する3カ所の値につきましては、資料2ページをごらんください。

初めに、上段16番でございますが、沈砂池では脱臭設備が設置済みですので定量下限値未満でございました。

次に下段に移りまして8番水処理施設の分配槽については、脱臭設備の設計のため測定した箇所でございますが、規制基準値が設けられている箇所ではございませんが、0.003ppmの硫化水素を検出しております。

次に上段に戻りまして18番汚泥棟では、トリメチルアミンが0.011ppm検出されております。これは規制基準値を下回る値となっております。

なお、悪臭防止法に基づき、ことしの7月に臭気測定を実施しておりますが、臭気測定の結果につきましては、資料3ページをごらんください。

資料にございますとおり、規制基準値を下回る結果となっております。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） 細かい資料を提出いただきまして、ありがとうございました。よくわかりました。

それでは、そういうふうには測定はしているんですけども、実際にはおいがきついこともあるというような住民の訴えですので、下水道組合と住民とともに仲良く共存共栄していかなければいけないかと思うのですが、それで、脱臭と消臭と言うんですか、においを取り除く、消す、そういう対策については何か立てていらっしゃるものがあれば、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 榎根本嗣郎君。

○管理課長（榎根本嗣郎君） ただいまの小堤議員のご質問にお答えいたします。

脱臭、消臭の対策についてでございますが、沈砂池につきましては、先ほどご説明したとおり、既に対策を実施してございます。

汚泥処理施設につきましては、昨年度の臭気測定結果をもとに分配槽及び最初沈澱池の臭気対策として、今年度におきまして脱臭設備を新築する工事を発注し、現在機器の製作中でございます。

また、汚泥処理施設につきましては、平成24、25年度の2カ年で汚泥脱水機設備及び脱臭設備の改築工事を実施し、平成27、28年度の2カ年では汚泥濃縮設備の改築工事を実施中でございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） どうもありがとうございました。ということは、今、対策としては、24年、25年と27年、28年に工事をしている、その工事が完了すれば少しはにおいがなくなるという方向に進むのかなという気は、今の報告でわかりました。

また、そのほかに今後何か違う計画があったりすれば、何か教えていただけますか。

○議長（山野井 隆君） 榎根本嗣郎君。

○管理課長（榎根本嗣郎君） ただいまの小堤議員のご質問にお答えします。

今後の計画ということでございますが、一応現有施設に対する臭気対策は今年度で完了となります。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） わかりました。どうもありがとうございました。

これからも今後、地域住民のそういった要望とか意見も下水道組合のほうで収集していただいて、また私のほうにもそういった話が来れば、組合のほうにご報告するような形で、よりよい住環境を目指していければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で小堤 修君の質問は終わりました。

続きまして、海老原 弘君。

○3番（海老原 弘君） 慌てて来たので老眼のほうを忘れて組合に借りたんですけども、余りトンボ眼鏡みたいなので、大体質問はわかっているのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは、つくばみらい市区域内の未整備地区についてということで、市内の下水道整備が大分進行しまして、残すところは、私が今回質問するような場所に限られてきたんですけども、それでは。

まず、以前に当議会において当下水道組合に編入を認められた、つくばみらい市の谷井田地区の下平柳の集落の中間部に、福岡堰土地改良区の排水路の西側の部分と中平柳の集落、合わせて約150戸程度だと思います。この地域の下平柳東部は、現在、下水道組合で工事が進行しております。供用を開始しているところもございます。隣接する当地域においては、どのぐらいの年限で計画されているかお伺ひいたします。

谷井田地区の中で現在計画が進められている、通称外記新田地区と谷井田南2区を除くと、谷井田地区の未整備地区は下平柳西部と中平柳に約150戸です。一日も早い計画への進行をお願いしてこの質問をいたします。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの海老原議員のご質問にお答えいたします。

両地区は、平成21年度に改定されました茨城県生活排水ベストプランにおきまして、下水道の整備構想区域となり全体計画区域に編入されております。全体計画では、山王新田特環・西処理分区といたしまして位置づけされておりますが、現時点では事業計画区域外になっている地区でございます。

現在、つくばみらい市の事業計画区域面積は、平成26年度に新たに区域拡大した外記新田地区、南太田地区、豊体及び市野深地区の約54ヘクタールを含めまして約373ヘクタールとなっております。

平成27年度末現在のつくばみらい市における整備状況でございますが、整備済み面積が約277ヘクタールで、整備率が約74%になっている状況でございます。

今後におきましても、事業計画区域内の未整備地区を優先して鋭意整備を推進してまいりまして、整備率が80%を超えた段階で、つくばみらい市と連携を図りながら両地区の事業計画区域の拡大について検討していきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 海老原 弘君。

○3番（海老原 弘君） 細かな答弁をいただきまして、今の説明にもありましたけれども、特に今の地区で下平柳地区が戸数で30戸ぐらいあるんですけれども、そのちょうど真ん中部分に先ほど申し上げた福岡堰の排水路がありまして、いわゆる集落が半分だけ供用開始され、半分だけいつになるかわからないと。

私が今回質問したのは、その不公平と言いますか、それを何とかなるべく早く認定をしていただきたいということで申しましたけれども、今の段階で、先ほどありましたように、80%を超えたあたりでつくばみらい市と検討していくと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、同じように、今度は谷井田地区から中通川を挟んだ東側になりますけれども、三島地区の下島、伊丹地区についてお伺ひをいたします。

つくばみらい市の中で、三島地区では、他の地域は農業集落排水事業で既に整備をされており、既に供用開始されているところがほとんどでございます。これは谷井田の県道とは違うもう1本の道路で、板橋から藤代のほうへ抜ける県道の両側に位置する集落で、下島、伊丹は昔から道路の両側に住宅が密集しておりますので、工事が始まればそんなに難しくはないと思っておりますけれども、今後どのように計画しているかお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） ただいまの海老原議員のご質問にお答えいたします。

下島、伊丹地区につきましては、先ほどの局長の説明と同じようなんですが、全体計画で山王新田特環・東処理分区として位置づけされております。この全体計画というのは、将来の汚水処理については公共下水道で処理する区域ですよという、将来像で囲った区域

でございます。

それで、全体計画として位置づけになっているだけでありまして、工事を実施するに必要な事業計画区域には、現在なっておりません。

整備の計画なんですけれども、これも先ほど局長が述べましたとおり、既に事業計画区域になっている地区を優先的に整備をいたしまして、それでその整備が80%おおむね超えた段階でつくばみらい市と、どこの区域を今度事業計画区域に拡大して整備していくかという検討をいたしまして、進めていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 海老原 弘君。

○3番（海老原 弘君） 最後にまた今の答弁を含めて質問しますが、3番目の東地区ですね、取手の方はわかりにくいと思うのですが、わかりやすく言えば東小学校の区域内ということですか。足高、城中、東栗山がその地域に当たりますけれども、大体のこの3地域は高台に位置するもので、長い間、未整備のまま放置されました。高台にありますから、水の問題で、水がたまってしまうという問題はなかったのですけれども、この地区がおくられてしまった理由と今後の予定計画があればお願いをいたします。

この地域は、藤代地区からの幹線を利用する箇所があると思うのですが、それもあわせて答弁をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

東地区におきましても、全体計画では浜田特環・西処理分区と山王新田特環・東処理分区として位置づけされております。

現時点では、浜田特環・西処理分区の城中新田と東栗山の一部を除き事業計画の区域外になっている地区でございます。

また、その逆に、事業区域内というのは、今、議員からご質問のありました浜田、萱場を經由して久賀小学校のほうに出るルートで、一部つくばみらい市の地区がそちら側に流れ出る地区がございます。それが城中新田と東栗山の一部でございます。面積にしますと3.4ヘクタールでございます。

これは下流側が萱場地区と浜田地区の紫水高校のほうに出てくるものですが、そこが今整備中でありまして、下水は当然ながら下流から整備していきますので、順次下流から整備して、その今言った地区も事業計画区域に入っていますので、整備を進めていきたいと思っております。

それ以外につきましては、先ほどと同じ答弁になってしまいますので、事業を実施するに当たっては事業計画区域に入れなくちゃならないということが前提になりますので、それには現事業計画区域の80%以上整備が済んでからやるということなので、そうなった時点でまた、つくばみらい市と協議させていただいて、優先順位によって拡大していきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 海老原 弘君。

○3番（海老原 弘君） 今の答弁はわかったんですが、今の答弁を聞きますと、要するに80%を超えたあたりで協議するという内容に聞こえるんですが、そうなりますと、つくばみらい市としての下水道はいろいろな方法でやっています。公共下水道、農業集落、コミ・プラ、大部分整備されたんですけど、その未整備の地域に対して、片庭副管理者、できれば私は早急に整備してくれることを要望したいと思うのですが、何かありますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 副管理者片庭正雄君。

○副管理者（片庭正雄君） 海老原議員の質問にお答えいたします。

海老原議員がおっしゃっているのと、私の考えは似ておりまして、いつもこういう打ち合わせをやりますと、何とかしてつくばみらい市のほうの下水道の発展をお願いしたいということで、再三申し上げております。

ですから、なるべく早く、当市は今、議員がおっしゃったように、いろいろな方法で下水道の整備を進めているわけでございます。何とか早い整備というものをこの組合にお願いしてやっていきたいと思っておりますので、一緒に議員と力を合せながらやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 海老原 弘君。

○3番（海老原 弘君） 質問は以上で、今、片庭副管理者からのあれもありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で海老原 弘君の質問は終わりました。

続きますして、加増充子さん。

○10番（加増充子君） 通告順に伺います。井野排水区の雨水排水整備について伺います。

せんだって、取手市議会のほうでは長町樋管のポンプ車設置が議決されました。そして、その排水対策はこれで十分対応できるのか、浸水・冠水被害は減少できるのか、この点から伺います。

取手市は、市議会で、9月議会で先ほども申しましたが、ポンプ車購入契約を議決しました。しかし、当初の予算では1分30トンのポンプ車でしたけれども、実際は排水能力が2分の1に半減したポンプ車購入となってしまいました。ポンプ車購入に当たって、下水道事業の一環として対応したと伺っておりますが、当時、下水道組合としての意見はどういう内容だったのか、具体的にお示してください。

○議長（山野井 隆君） 事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えします。

加増議員のご質問は、今年度取手市で排水ポンプ車を購入する事業において、当組合と

しての意見の内容ということだと思いますが、この排水ポンプ車の排水能力や仕様などについては、取手市のほうにおいて決定したものでございます。

しかし、排水ポンプ車の購入に当たりましては、国の交付金の支援を受けるため、取手市、国土交通省及び茨城県により協議調整を行い、本組合の防災・安全交付金事業におきまして、取手市の事業として整備する方針が決定したものでございます。

当組合といたしましては、防災・安全交付金事業において整備計画の期間を延長したものでございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今、局長のほうから答弁をいただきましたが、そうしますと長町樋管は285ヘクタールの井野排水区からの雨水が最大、秒で30トン流れ込むという計画であります。井野団地から、また根柄用水、そして片町から集まってくる場所なんですけれども、この間、台風や豪雨により被害が繰り返されてきました。特に青柳地域の方は大変苦労されてきたところで、やっぱり雨水排水対策は待ったなしなんです。

当初計画より2分の1の能力しかないポンプ車購入で、被害を減少できるのか、この点についてはどのように受けとめていますか。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

加増議員のご質問は、2分の1、半分しかないポンプ車購入で被害を減少できるのかという質問かと思いますが、当然、購入したポンプ車を運転することによって、利根川の水位が上がってゲートが閉まったときの内水を、そのポンプで利根川に強制排水できるわけですので、その分の量については利根川に出せますので、浸水の被害ははかれるのではないかと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） そりゃそうですよ、確かにそうですよ。私もそれはわかります。ただ、これまでの繰り返される被害の中で、最大流量が秒30トンという計算、市の担当課から伺ってきましたけれども、そこまでいかなくても排水能力が30トンから15トンに減らされたということでは、これまでの大雨のときの、なかなか解決策にはならないと思うのですけれども、それをもっともっと被害を小さくするための努力が、自治体であり、この下水道組合に求められていると思うのですけれども、その観点からはどうですかということですから、確かに強制排水すれば、その分がなくなるというのはわかりますけれども、その点、ちょっと詳しく答えられませんかでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） 流量的な数字で議員がおっしゃっている長町樋管には、毎秒30立米入ってきて、それに毎分15立米では、当然入ってくる量が多くて出すのが小さいですよと、これは数字上、そういう能力ですのでそうなっていますけれども、軽減のほ

うはポンプを動かせばできるという、こういう答えにしかならないと思います。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） それ以上は今後の課題にしていきたいと思います。

それで、長町樋管の排水能力が本当にどうなるのかというのが課題だと思うのですが、そこがいっぱいになって、これまでの吉田保育所、子育て支援センターが水害で大変な被害を受けた現実があるんですけれども、それを繰り返さないためには、吉田保育所の前を通っております青柳1号雨水幹線ですけれども、あの断面拡幅など、整備はどのように考えているかということで伺います。

同じ繰り返しをしてはならない。本当に保育所なり子育て支援センターがある中で、この問題は私も市のほうの一般質問でも取り上げたら、担当部長は、今後は下水道組合と検討していくとお答えされました。この点について、市との協議を進めていただきたいと思うのですが、青柳1号雨水幹線の断面拡幅などの整備はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） ただいまの加増議員のご質問にお答えいたします。

青柳1号雨水幹線は、本組合の全体計画におきまして青柳第1排水区に位置づけられ、吉田保育所から利根川と並行して吉田地区の南側を通りまして、茨城県管理の相野谷川に排水する計画となっております。

議員もご存じのとおり、こちらの雨水幹線は、現在、既存水路で対応しているもので、本組合の全体計画におきましても既存水路を活用した将来計画となっている雨水幹線でございます。

議員ご質問の断面拡幅等の必要性などにつきましては、私ども重々承知しているところでございますが、事業計画区域に位置づける段階で改めて取手市及び茨城県と協議を、連携を図りながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 組合としては、この実態は重々ご理解されていると思います。ですから、今後はしっかりと関係機関との協議は進めていっていただきたいと思います。

あそここのところ、先ほども申しましたが、吉田保育所と子育て支援センターがありましたけれども、今度、吉田保育所と子育て支援センターが旧取手一中のほうに移設ということで、今、計画が進んでいますけれども、あそここの土地は、保育所がなくなって、子育て支援センターがなくなったから何も使わないということではないと思うので、あそこを活用するに当たっても、同じような繰り返しをされたら、そこを利用するにも大変なことだと思うので、ぜひ対応策としてしっかりと進めていただきたいと思います。当時の断面のときの計画よりも、量は今はるかにふえていますので、それはしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、この長町樋管の問題では、井野排水区285ヘクタールの水なんですけど、本当に一極集中で来ます。そういう中で私たち繰り返し、前回の、昨年の10月30日の下水道の一般質問の中でも、ここは排水機場化が一番の策ではないかと、私も繰り返し述べてきました。その当時、この議会では局長のお答えだと思うのですが、必要だという認識は持っているとお答えされたので、やはり機場化で取手市との共用を真剣に取り組むべきではないでしょうか。取手市はお金の問題を、財源の問題を話されて、難しいとはおっしゃっていましたが、確かに財源は大きな額になると思うのですけれども、この地域の方々の被害を考えると本当に早急に進めていく、地方自治体また公共下水道としての住民の財産、安全を守るとというのが第1ですから、その点についてはどのように、さきの議会が必要だと答弁されたのですが、その先のお答えはありますか。

○議長（山野井 隆君） 事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えします。

機場化にするには、膨大な費用は確かにかかります。樋管を機場化する以外の当面の対応策等もいろいろ考えられます。雨水調整池や雨水貯留管など、雨水を一時的に貯留する施設などを整備する手法もあると思います。

また、長町樋管を捌け口とする井野排水区につきましても、本組合の全体計画において、ほとんどの雨水幹線が青柳第1排水区と同様に取手市で施工した既存水路を活用した将来計画となっている排水区でもございます。

当組合といたしましても、最少の経費で最大の効果を上げるよう、既存施設を最大限活用した対策を講じまして効果的な浸水対策事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 本当に効果的な対策ということで、一つの機場化ということを求めましたけれども、そもそも青柳周辺の冠水、浸水被害の原因は、上流からの雨水によるもので、取手市のまちづくりによる影響からもたらされてきているんですよ。ですから、取手市及び下水道組合の責任において、この問題は本当に効果的な対策とおっしゃいましたけれども、早急にこれは真剣に考えていくべきだと思うのです。これは、宅地がどんどんふえてきたのも大きな原因の一つかと思いますが、この間の雨が、これまでになく異常な降り方ですから、その点はこれまでの計画どおりでは進まないかと思っておりますので、それを申し添えまして私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で加増充子さんの質問は終わりました。

続きまして、齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） それでは、防災について、きょうは何点か伺わせていただきたいと思います。

まず、ことしは3・11から5年経過しておるわけですが、熊本地震も発生したりして、改めて市民の災害への不安が広がっているところがございます。私、ことし初めて下水道組合議会の議員になりましたので、改めて3・11の被害状況がどのようなものであったのか、そして、その分析も既に終わっていらっしゃるかと思いますので、分析を含めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（山野井 隆君） 事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの齋藤議員のご質問にお答えいたします。

下水道関連施設等の被害といたしましては、処理場、ポンプ場での処理施設において地震による被害は発生しておりませんでした。

しかし、管渠につきましては、約300カ所の被害が発生いたしました。

その分析ということですが、300カ所のうち、ほとんどが管上部の舗装面が沈下する被害で、下水道本管にまで及ぶ被害は17件発生しております。組合で管理している管延長が約400キロメートルに対しまして、被害が出ているのが約623メートルが被害が発生した状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。施設には全然被害がなかったということと、それから、17カ所、管については被害はあったけれども、下水道本管にまで及ぶものではなかったということで、大変それはよかったなと思ひます。

震度6弱の地震が発生した割に、それぐらいの被害で済んだということは大変下水道施設と、それから、管について、皆さんがいろいろ不安はあるけれども、ひとまず安心をされたのではないかと思ひます。

今後も地震はさらにいつどこで発生するかわからないということがございますので、対応が必要だと思ひますが、改めて詳しく、その耐震性についてお聞かせいただきたいと思ひます。公共施設の耐震性については、i s 値を基準に耐震性を高めるべく計画的に工事が進められているというのが、地方自治体の現在の状況でございますが、下水道施設、そして下水道管の基準はどのようになっているのでしょうか、そしてまたその基準に対する状況はどんなものなのか、取り組みがあれば、それについてもお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（山野井 隆君） 管理課長榎根本嗣郎君。

○管理課長（榎根本嗣郎君） ただいまの齋藤議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

下水道関連施設・下水道管の耐震性についてというご質問でございますが、耐震設計基準は平成9年度に改正されておりますので、平成9年度に建設した施設については、現耐震基準を満たしております。

また、平成9年以前に建設した施設におきましては、建設当時の耐震基準を満たしてはおりますが、現在の耐震基準を満たしていない状況でございます。

続きまして、下水道管渠につきましては、組合において平成26年度に下水道管渠耐震指針を作成し、対象となる管渠及び基準を明確にした上で実施しております。それらのことを踏まえまして、下水道関連施設、下水道管渠を含め、新規事業といたしまして平成29年度に下水道総合地震対策事業の申請を行い、その事業計画に沿って交付金を有効活用し順次進めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。平成9年に改正された以前の建物については、耐震基準がまだ満たされていないところもあるけれども、それについても今後対策事業の申請を行って、それについても検討していくということによろしいですか。

もう1回、そこだけ確認で伺いたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 榎根本嗣郎君。

○管理課長（榎根本嗣郎君） そのとおりでございます。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。それでは、ぜひぜひ耐震基準にまだ不足している部分については、なるべく早くその基準に沿うべく対応していただければと思っております。

そして、この下水道は市民の暮らしを支える本当に大切なインフラだと考えておりますけれども、地震が発生したときには迅速な対応が特に大切、必要であるとも認識しております。そのようなときの災害時の対応はどのようになっているのか、そして、そういうときに備えて前もって訓練というのも必要ではないかと思っておりますけれども、それについてはどのようにされているのかについても伺いたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 榎根本嗣郎君。

○管理課長（榎根本嗣郎君） ただいまの齋藤議員のご質問にお答えいたします。

災害時の対応といたしまして、平成26年度に下水道事業業務継続計画、いわゆるBCPを作成いたしました。平成26年度に作成いたしましたのは簡易版でございますので、非常時対応の基礎的事項を整理したものとなっており、組織体制の系統図づくりの作成など、対応体制を整えるものでございます。

組合の取り組みといたしましては、燃料を優先的に調達できるよう、緊急時燃料購入協定、並びに発動発電機を優先的に借り上げられるよう、災害時における協定の契約を締結いたしました。

さらに、災害時でも優先的に携帯電話を使用できる契約に変更いたしました。

網羅版の作成につきましては、下水道総合地震対策事業におきましては、交付金の有効活用により作成することができますので、次年度の事業計画を申請した後、実施していきたいと考えております。

下水道BCPは、職員も被災しているという状況におきまして、施設機能の確保が求め

られることから訓練は大変重要であると思われるので、内容を検討した上で年度内に実施していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。いろいろ対応を考えていただいて、積み重ねてきていただいているんだなと思います。

また、訓練は今年中に、年度内に実施していただくということでございますが、具体的に何月ごろとお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 榎根本嗣郎君。

○管理課長（榎根本嗣郎君） 年内ということですので、3月には実施してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ぜひぜひお願いしたいと思います。そのときお知らせいただければ、一緒に参加させていただくことが可能であれば一緒だと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、防災トイレについても伺いたいと思います。

下水道組合には防災トイレが準備されていると聞いております。大変頼もしいなと思っておりますけれども、その状況についても確認させていただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 榎根本嗣郎君。

○管理課長（榎根本嗣郎君） ただいまの齋藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

当組合では、現在、災害時用マンホールトイレを5基所有しております。設置箇所としたしましては、組合正門脇の屋外トイレ、駐車スペース付近の排水管の上部に設置いたします。

このトイレは、井戸水を使用しているため、非常時でも水洗トイレとして利用することが可能でございます。

また、供用開始区域内にあります避難所におきましても、このような施設が必要であろうかと思われるので、今後、構成市と協議してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 今、防災会議については構成市と相談しながら進めていきたいと、下水道組合としては答弁されました。

取手市の藤井市長、それから、片庭つくばみらい市長、いかがでしょうか。構成市としてお考えがもしあれば、聞かせていただけるようだったらお願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 災害時におけるトイレの問題というのは、非常に深刻な重大化をもたらしております。そういう中であって、この組合の下水路に排水管に直接設置できる防災用のマンホールトイレというのは、非常に有効であると思っておりますので、さら

なる増設等についても、これを検討していきます。

○副管理者（片庭正雄君） 同意見でございます。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。管理者，また副管理者のお二人の大変前向きな答弁をいただきましたので期待しております。ぜひぜひよろしく願いいたします。

最後に，復旧における連携についても伺いたいと思います。

日ごろは本当に日々の暮らしの中で下水道は当たり前になっておりますので，被害が発生した場合のことを考えると，構成自治体や関連事業者との連携も，復旧については大変重要であると考えております。そこは連携して対応をお願いしたいと思っておりますが，いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 榎根本嗣郎君。

○管理課長（榎根本嗣郎君） ただいまの齋藤議員のご質問にお答えいたします。

3・11震災時も構成市及び他の事業者，これは占用業者となりますが，協力し処理に当たりましたので，今後についても連携して対応してまいります。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で齋藤久代さんの質問は終わりました。

○

議案第9号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（山野井 隆君） 日程第4，議案第9号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは，平成28年第2回取手地方広域下水道組合定例会の開会に当たりまして，一言ご挨拶申し上げます。

初めに，9月17日から18日に開催いたしました「下水道の日普及促進展2016」におきましては，ご多忙中にもかかわらず，議員の皆様方にもご来場いただきました。大変な大雨だったわけでございますけれども，心より御礼申し上げます。

さて，議案第9号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第2号）につきまして，提案理由をご説明申し上げます。

本案は，既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億21万9,000円を増額し，歳入歳出予算の総額を55億2,685万円とするものであります。また，債務負担行為の追加をあわせて行うものでございます。

補正の概要について申し上げます。

歳入につきましては、歳入歳出調整により繰入金5,232万8,000円の減、繰越金1億5,254万7,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、総務費において人件費における現員現給調整等により801万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、下水道費におきましては、人件費における現員現給調整等により2,023万8,000円を増額するものでございます。

最後に、諸支出金におきまして、前年度からの繰越金の2分の1以上の額を財政調整基金積立金として8,800万円を増額するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。なお、詳細につきましては事務局長より補足説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） 議案第9号につきまして補足説明をさせていただきます。

私からは、一般会計補正予算に関する説明書によりご説明をさせていただきます。

説明書8ページ、9ページの総括につきましては、管理者説明のとおりですので、省略させていただきます。

まず、歳入でございます。

10ページをお開きください。

款7繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の調整により5,232万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度からの繰越金1億5,254万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、11ページをごらんいただきたいと思います。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、現員現給調整等による人件費の減、また、平成23年10月21日から、水戸地方裁判所における「ときわ台団地・住民訴訟」が平成28年10月17日に判決が確定しましたので、それに伴う訴訟に係る成功報酬の増、差し引きいたしまして801万9,000円を減額するものでございます。

款3下水道費、項1下水道整備費、目1整備総務費につきましては、現員現給調整等による人件費及び工場検査の行き先確定により普通旅費等といたしまして86万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、12ページをごらんください。

目4枝線管渠整備費につきましては、取手市が西1丁目地内における道路改良工事を追加したことに伴いまして、当下水道組合の工事箇所を追加することにより884万6,000円を増額するものでございます。

次に、項2下水道管理費、目1管理総務費につきましては、現員現給調整等により人件費859万6,000円を増額するものでございます。

目2 広域処理場管理費につきましては、長年の懸案事項でございました平成16年6月25日に廃止しました戸頭処理場につきまして、取手市との協議を重ねた結果、平成29年に取手市に譲与することが決定したことに伴い、樹木剪定箇所を追加するため193万3,000円を増額するものでございます。

款4 公債費，項1 公債費，目1 元金につきましては、下水道管理費の増により財源充当を変更するものでございます。

款5 諸支出金，項1 基金費，目1 財政調整基金費につきましては8,800万円を増額するものでございます。

続きまして14ページをお開きください。

補正予算に伴う給与に関する内容でございます。

続きまして16ページをお開きください。

債務負担行為の調書でございます。昨年度と同様、経常経費に当たる委託料と使用料及び賃借料の事項でございます。

以上、一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は申し合わせにより一つの議事日程につき、答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数の制限はありません。

念のために申し上げます。質疑を行う議員は、一般質問同様、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降は質問席で行ってください。質疑が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） それでは、1点だけ質問させていただきます。

債務負担行為の補正のところに顧問弁護士委託料32万4,000円の補正がありました。それから、先ほど事務局長に説明していただいたのであれなんですけれども、歳出の11ページのところで顧問弁護士委託料432万円の増ということで報告はいただいたところなんですけれども、すみません、もうちょっと詳しく中身の部分についてご説明をお願いできればと思います。

○議長（山野井 隆君） 次長川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 齋藤議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の債務負担行為の顧問弁護士料32万4,000円ですけれども、これは来年度の平成29年度の予算を計上するに当たって、年間契約もありますので、29年4月1日から30

年の3月31日ということで、今回の債務負担行為に計上しているものでございます。

2点目の顧問弁護士料の432万円の増でございますが、先ほど局長からも説明がありましたけれども、平成23年から藤代のときわ台地区において公共下水道工事費の返還控訴事件ということでやっておりまして、その成功報酬ということで、この歳出につきましては工事費プラス遅延損害金、それを合算しますと3,428万円の10%が一応報酬金額ということで、この裁判につきましては5年が経過しているということで、事務費等もろもろ入れまして400万円プラス消費税ということで432万円の増となっております。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。

債務負担行為については、これは基本的な委託料で、何か発生したときには、それぞれまたプラスになるという考え方で間違いないでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 次長川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） この債務負担行為の顧問弁護士料につきましては、毎月取手市のほうで顧問弁護相談のときに、うちのほうで問題があるときをお願いするという形で、それに別途交通費等がかかった場合には別途支払うという形になります。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。

そして、すみません、先ほどのときわ台のことですけれども、これは裁判が結審したということで、よろしいですか。すみません、もう一度。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 高裁まで行きましたけれども、結審しました。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。大丈夫です。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決

されました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 3 時 1 8 分休憩

午後 3 時 3 3 分再開

○議長（山野井 隆君） それでは、再開いたします。

報告第 2 号 平成 2 7 年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について

○議長（山野井 隆君） 続きまして、日程第 5，報告第 2 号 平成27年度取手地方広域下水道組合資金不足比率についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは、報告第 2 号 平成27年度取手地方広域下水道組合資金不足比率についてご報告申し上げます。

平成28年度に算定した平成27年度資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定に基づき、審査意見書を付してご報告いたします。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

報告第 2 号につきましては、報告案件のため、以上で終結いたしますのでご了承願います。

認定第 1 号 平成 2 7 年度取手地方広域下水道組合一般会計決算の認定について

○議長（山野井 隆君） 日程第 6，認定第 1 号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計決算の認定についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 認定第 1 号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

下水道事業は、社会資本の整備により、市民生活に密着したサービスを提供する重要な役割を果たしておりますが、下水道施設の効率的な維持管理や使用料収入の安定的確保、

老朽化した施設の改築更新費用の増大は大きな課題でございます。

本組合におきましても、管渠、処理場、その他の施設の長寿命化対策、未普及地域の解消など、将来にわたり市民サービスを永続的に提供するため、経営基盤の強化を図りながら、計画的に事業を展開してまいりたいと考えております。

平成27年度は、枝線管渠工事として、取手地区20ヘクタール、つくばみらい地区7ヘクタール、合わせて27ヘクタールの面的整備を実施し、公共下水道普及率で69%、汚水処理人口普及率では85.3%となりました。この汚水処理人口普及率とは、生活排水におきまして本組合が所管する公共下水道事業のほか、一般的に下水道と言われる農業集落排水や合併浄化槽、コミュニティ・プラント事業を含めたものでございます。

今後とも、これらの関係部署と連携し、生活環境の改善はもとより、公衆衛生の向上、河川等の水質保全に努めてまいりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、平成27年度一般会計決算につきまして概要を申し上げます。

当初予算として49億6,200万円とした予算を編成し、以後2回の補正予算を追加し、現計予算額55億8,915万7,000円といたしました。

歳入決算額は52億3,706万1,548円となりました。内訳といたしましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、組合債であります。

また、歳出決算額は50億3,082万8,584円となりました。内訳といたしましては、議会費を初め総務費、下水道費、公債費、諸支出金であります。

なお、予算の執行状況につきましては、お手元に配付してございます決算書及び決算資料によりご確認いただければとお願い申し上げます。

歳入歳出差引額は2億623万2,964円であります。平成27年度から平成28年度へ繰り越した事業の繰越額といたしましては、繰越承認を得ました繰越明許費で4億688万7,000円あります。事業の繰り越しにより3,332万770円を翌年度へ繰り越すべき財源といたしますので、実質収支額は1億7,291万2,194円となっております。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。なお、詳細につきましては、この後、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 引き続き、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） それでは、認定第1号につきまして補足説明をさせていただきます。お配りさせていただいておりますA4判縦の平成27年度一般会計決算書によりご説明をさせていただきます。そのほかに、A4判横の一般会計決算資料、A4判縦の整備済み図面を参考資料として配付させていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、まず、歳入でございます。

一般会計決算書の6ページ、歳入歳出決算事項別明細書をお開きください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 負担金につきましては、主なものといたしまして構成市からの負担金が22億4,700万円でございます。

続きまして、目2 受益者負担金につきましては、現年度分及び過年度分を合せまして1億606万2,800円を収納したものでございます。なお、受益者死亡により相続人不存在や居所不明等の理由によりまして539万5,000円を不納欠損処分としております。

次に、款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料につきましては、現年度分と過年度分を合せまして11億6,866万3,375円を収納したものでございます。なお、転居先不明等により収納が困難であったため、地方自治法第236条第1項の規定によりまして245万6,859円を不納欠損処分としております。

目2 総務費使用料につきましては、行政財産使用料といたしまして、職員の駐車場料金と自動販売機の設置使用料でございます。

項2 手数料は、主なものといたしまして宅内排水設備に関する手数料でございます。

款3 国庫支出金につきましては、処理場、幹線管渠、枝線管渠工事等の国庫補助金でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

国庫補助金につきましては、現年度分と前年度からの繰越分を合せまして6億2,137万6,770円でございます。

款4 県支出金につきましては、処理場、枝線管渠工事の県補助金で130万円でございます。

款5 財産収入につきましては、財政調整基金の預金の利子で4万5,277円でございます。

款6 寄附金につきましては、歳入はございませんでした。

款7 繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金で7,247万4,000円でございます。

款8 繰越金につきましては、平成26年度の形式的収支額で1億7,064万820円でございます。

款9 諸収入でございます。10ページをお開きください。諸収入の主なものといたしまして、雨水排水事業受託収入でございます。取手市の雨水排水事業である新町1丁目・中央町の雨水工事を受託したことによる収入等で、原子力損害における賠償金等を含めまして1,540万6,216円でございます。

款10 組合債につきましては、平成27年度下水道整備における補助事業完了分の裏負担の起債と単独事業に係る起債で8億2,940万円でございます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

12ページをお開きください。

款1 議会費につきましては、議会関係の費用で147万7,253円を支出いたしました。執行率は92.5%でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、職員21名の人件費と庁

舎管理の費用となっております。なお、執行率は98.8%でございます。

次に、16ページをお開きください。

目2企画調査費につきましては、設計指針・改訂業務に324万円、県南クリーンセンター及びポンプ場施設の長寿命化・基本計画策定業務委託に5,394万6,000円、地方公営企業法に基づく企業会計の導入に伴う資産の調査、評価及び企業会計移行事務といたしまして2,322万円を支出いたしました。なお、執行率は、繰越事業を含めまして98.7%でございます。

項2監査委員費につきましては、監査委員に係る経費でございます。

次に、款3下水道費、項1下水道整備費、目1整備総務費につきましては、処理場、ポンプ場及び管渠工事等に係る経費でございます。支出の大半が人件費で、職員18名の人件費と派遣職員3名の負担金でございます。なお、執行率は98.8%でございます。

続きまして、18ページをお開きください。

目2処理場建設費につきましては、県南クリーンセンターにおける設計委託及び建築工事費に係る費用でございます。執行率は繰越事業を含めまして99.8%でございます。

節13委託料につきましては、水処理施設の脱臭設備・詳細設計業務委託に372万6,000円、汚泥濃縮槽の機械・電気設備改築工事の施工監理業務委託に467万6,400円を支出いたしました。

節15工事請負費につきましては、施設建設工事といたしまして屋外トイレの設置工事及び水処理施設における安全対策といたしまして、手すり等の設置工事に2,122万2,000円、汚泥棟の耐震補強工事に1,107万円、汚泥濃縮槽の機械・電気設備改築工事に8,294万4,000円を支出いたしました。

次に、目3幹線管渠整備費につきましては、既設管の管路更生工事に伴う費用でございます。

目4枝線管渠整備費につきましては、枝線管渠の設計業務委託と工事費用でございます。なお、執行率は、繰越事業を含めまして94.7%でございます。

節13委託料につきましては、つくばみらい地区の舗装工事におきまして、つくばみらい市と工事箇所が重複したことにより、工事委託により執行したものでございます。また、取手地区及びつくばみらい地区における設計業務委託及び家屋等の調査に係る費用でございます。

20ページをお開きください。

節15工事請負費につきましては、主に取手地区、つくばみらい地区の枝線管渠工事でございます。枝線付帯工事は、舗装復旧工事などがございます。詳細につきましては、一般会計決算資料の11ページから14ページに記載してございます。

節22補償、補填及び賠償金につきましては、管渠工事に伴うガス管等の移転補償に係る費用でございます。また、家屋補償費は家屋等の補償に係る費用でございます。

項2下水道管理費，目1管理総務費につきましては，下水道施設の管理に係る経常的な経費となっております。主なものとしまして，職員13名の人件費と下水道使用料の賦課徴収関係の費用でございます。なお，執行率は98.4%でございます。

次に，22ページをお開きください。

目2広域処理場管理費につきましては，県南クリーンセンターの管理に係る費用でございます。執行率は97.7%でございます。

節13委託料につきましては，県南クリーンセンターの維持管理料委託と脱水ケーキ処分業務委託が主なものでございます。

節15工事請負費につきましては，処理場施設機器の改修工事でございます。詳細につきましては，一般会計決算資料の15ページに記載してございます。

次に，目3広域管渠管理費につきましては，日常の管渠管理に係る費用で，繰越事業を含めまして執行率は94.7%でございます。

節13委託料につきましては，管渠の清掃業務委託とポンプ場の維持管理業務委託が主なものでございます。

24ページをごらんください。

節14使用料及び賃借料につきましては，JRの線路下を横断している污水管の占用料でございます。

節15工事請負費につきましては，日常的な維持補修に係る費用でございます。ポンプ場施設の機器，污水管，人孔蓋の改修工事などでございます。

節16原材料費につきましては，道路の維持補修に係る原材料の購入費用でございます。

款4公債費につきましては，昭和61年からの借り入れの償還金でございます。

26ページをお開きください。

次に，款5諸支出金につきましては，財政調整基金の積立金でございます。

款6予備費につきましては，広域管渠管理費の工事請負費等に充用してございます。

28ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きまして1億7,291万2,000円が実質収支額でございます。

次に，財産に関する調書でございます。

29ページをお開きください。

(2) 物品でございますが，軽・貨物乗用車におきまして，購入車1台をリース契約に変更したことによる1台減でございます。

最後になりますが，30ページをごらんください。

基金の残高は，平成28年3月31日現在で2億5,749万4,911円となっております。

以上，平成27年度一般会計決算につきまして補足説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で議案に対する説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計歳入歳出決算についての審査結果及び審査意見を求めます。

代表監査委員片桐弘勝君。

○代表監査委員（片桐弘勝君） 監査意見を申し上げます。

既にお手元に、私ども監査委員の意見書のほうが配付されていると思いますので、読み上げましてご報告にかえさせていただきます。

去る8月24日、この事務所におきまして私と海老原監査委員の両名にて決算審査を実施いたしました。

管理者から審査に付されました平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれもその計数は正確であり、財務に関する事務の執行については適正に処理されているものと認められました。

意見を申し上げます。

少し省略いたしまして、当組合の平成27年度の決算状況ですが、全体的に財政に関する手続は良好に進捗されていきました。しかし、関係市の一部地域においては高齢化が一層加速しているため、税収が減少となり厳しい財政状況が続くことが懸念されています。

また、人口減少や節水型社会への移行など有収水量の減少により、下水道使用料の収入も減少となることが予想されます。

下水道使用料の徴収事務については、水道事業と連携していますが、新たな未収金発生の防止に努められ、負担の公平性を欠くことのないよう、創意工夫をしながら徴収強化を図り、自主財源の確保に努めるよう要望します。

受益者負担金については、一部の受益者が長期にわたって納付を滞らせており、著しく公平性を欠いております。受益者負担金の徴収事務及び滞納整理を厳格に行えるよう組織体制の検討を図り、収納向上と受益者間の公平性を確保するような対策を求めます。

この組合が設立してから35年が経過し、下水道施設の老朽化は免れません。組合の下水道事業も維持管理の時代を迎えたことを踏まえ、平成28年度に創設された下水道ストックマネジメント支援制度等の国からの補助金を有効活用し、老朽化した管や施設の改築更新を計画的にかつ着実に進めるよう望みます。

また、施設の予防的保全を実施し、施設の長寿命化を図ることにより、施設の維持管理に係る費用の縮減に努められるとともに、耐震化及び災害発生時の危機管理体制の強化にも引き続き取り組むようお願いいたします。

最後に、事業経営に当たっては、引き続き下水道未接続世帯への接続推進を図ることにより、下水道使用料の確保に努めるとともに、施設の効率的な管理と効果的な整備や資源の有効利用の検討をし、財政基盤の強化を図るよう求めます。

下水道事業は、大規模な資本投資が必要であり、生活環境を保全する上でも極めて公益

性の高い事業であるとともに、河川等公共用水域における水質保全等の役割を担っています。今後も市民の衛生的で快適な生活環境のさらなる向上に努めるよう望みます。

○議長（山野井 隆君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 一般会計決算資料の中で5ページなんですけれども、受益者負担金収納状況一覧表というのがありますが、収入済額が1億452万3,100円となっております、収入未済額が681万4,400円ですか、そうですね、この具体的な理由は何なんですか伺いたいと思います。

先ほどの監査委員の審査意見の中で、受益者負担については、一部の受益者が長期にわたって納付を滞らせているということがありましたけれども、この収入未済額についての具体的な状況を教えてください。

○議長（山野井 隆君） 業務課長前島 修君。

○業務課長（前島 修君） 加増議員のご質問にお答えしたいと思います。

受益者負担金の現年度につきましては、例年大体95%前後の収納率という形で推移していましたが、本年度93.9%と若干落ちているような形となっております。

この理由なんです、取手地区におきまして破産した方がおまして、その後も平成27年度にも売り上げの状態が悪いとか、ご病気したと、その人だけで100万円とか、そういった例がありました。それによって収納率のほうは落ちている形になります。

理由としてはそれなんです、残り例年95%だから95%でいいということではなくて、先ほど監査委員からもありました滞納整理等をやりながら収納に努めていきたいと思っっているんですが、そこは景気という言葉でいいのかわからないのですが、なかなか、4期あるわけですが、そのままの期限でもらえるというところがなく、若干おくれながらも1期分をちょっと分割してもらうとかという形になるものですから、27年度分が27年度中にももらえないと、27年度分を今の28年度分にもらうとかという部分が出てきているものですから、ちょっと単年度の決算という形になると未納がふえるようにあらわれているんですが、公平性を図るように、今年度中には実施していきたいと思っいます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） わかりました。

条例でこの受益者負担の条例がありますよね、手元にないですか、その条例の中で、5年分割で払うという内容がありますけれども、これは今年度だけなんですけれども、ほとんどの方がそういう徴収方法、5年という中で見てほとんどの方が納められているのでしょうか。そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 前島 修君。

○業務課長（前島 修君） 先ほども言ったように、下水道の受益者負担金については5

年間、20期というのももちろんあるわけなんですけど、5年分まとめて一括で払うと、それによっても報奨金等も1万円という形ですみますので、そういった形で5年を1回で納めていただく方、それと1年分を1回で納めていただく方、あと、分割される方に分かれまますので、ちょっと実数が。

○10番（加増充子君） あとでわかればいいですから。

○業務課長（前島 修君） これちょっと決算なのに今年度分という形になって申しわけないんですが、今年度分で年度の途中で約1,000件切替えをしたうちの145件が5年一括で入れてくれたと。分割が875件という形になるというのが実態です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） すみません、27年度の決算でそういうこと聞いて申しわけなかったんですが、あと、広大敷地の方の場合もいろいろと払いきれないとか、いろいろな問題があるかと思うのですが、どのような状況が今、生まれていますか。

○議長（山野井 隆君） 前島 修君。

○業務課長（前島 修君） 広大敷地、700平米以上の方については、最初の5年間で700平米分、残り5年間で残りの平米分という形で納付していただくことになるんですが、当人からの申し出と言ったらいいんでしょうか、そういった形で分割して10年間で払っていききたいという方が、本人から申し出てきていますので、ほとんどにおいてというか、未納になっている方は余り把握していないんですが。

ですの、ちょっとあれなんですけど、ほぼ未納なく来ていると思います。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） はい、わかりました。ありがとうございました。

次にこの中で最後の16ページの地方債の利率別現在高の状況について伺いますが、0.5%未満から5.0%未満余の中であるんですけども、これ、率の高いのが多くあるんですけども、これは何年から借りて、返済はいつまでなのか、具体的に。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、16ページの地方債の利率別現在高の状況ということで、利率の高いほうから言うと5.0%未満5億4,140万9,000円、これは償還起債の残高になっています。これは平成6年度に借り入れた分でございます。

今の起債の償還の方法なんですけれども、5年据え置いて、あと25年で返済して合計30年の元利均等償還しておりますので、平成6年から30年ですから平成36年には償還完了できる見込みであります。

それと、その下の4.5%未満というのは、主に平成4年度に借り入れた分でございます。

次の4.0%未満は平成5年から平成6年度に借りています。

最近直近で借りた利率を申しますと、平成27年度に地方債を借りたときの利率は0.3%か

ら0.5%の利率で今借り入れております。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

小堤 修君。

○4番（小堤 修君） それでは、私は、決算書の21ページの工事請負費のところの取手地区枝線管渠工事（雨水分）、これについてどういった場所が27年度の予算で工事されたかについてお聞きしたいんですが、なぜそういう質問をしたか、その根拠を説明しますと、インターネットでこちらの公式ホームページを出しましたところ、2年前の26年第2回定例会が出てきまして26年10月31日になっているんですが、そこで、とある議員が雨水排水整備の効果について聞きますということで、そこで相野谷川に流れ込む下高井の雨水幹線、これは大雨のとき、結局、相野谷川の整備が進んでいないので、水がはけないでたまってしまうという質問、これは一般質問ですね、そういう話が2年前にありまして、その雨水幹線も整備されなくてはということで、取手市との協議をされてきたのかということ聞いています。

そのとき管理者が、結局のところ相野谷川はJR常磐線のほうを工事して整備して、それでという話で、最後に、ここができ上がりますと八丁橋下の事業等もあります。そのあたりも含めまして調整をよくまめにしながら取り組んでいきたいなと思っているところでございますとありましたので、そこを踏まえて、27年度どこを工事したか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（山野井 隆君） 工務課長 穠鹿 毅君。

○工務課長（穠鹿 毅君） ただいまの小堤議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員ご質問の21ページ、こちらの取手地区枝線工事（雨水）の内容というお話のお答えをさせていただきたいと思っております。

こちらにおきましては、一般会計決算資料、こちらの13ページでございます、上から5番目の工事でございます。工事名で申し上げますと、26国補第63-124号、27国補第63-115号、雨水枝線工事、こちらの内容となっております。

工事場所でございますが、取手市の長兵衛新田、青柳地内となっております。

詳細な場所でございますが、組合の処理場の近くの旧焼却場付近の1級河川の相野谷川から県道取手谷中線までの間の雨水の整備工事でございます。

工事概要でございますが、開削工といたしましてボックスカルバートの1,500ミリ、こちらが284.7メートル、管理用人孔が2カ所でございます。

こちらの工事といたしましては、最上流になります青柳井野地区の雨水を、排水先でございます、今、都市計画道路3・4・3号線が開通されております。こちらの下に埋設されているボックスカルバートの流末の整備となっております。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） そうしますと、この1億1千何万円もの予算は、この1カ所の工事で使ったと、消費したということによろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 穂鹿 毅君。

○工務課長（穂鹿 毅君） 議員ご質問のとおり、1カ所の工事でございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） 私が先ほどちょっとお聞きしたのは、管理者が答えていたところでした。これ26年度の定例会で答えているわけで、そのあたりも含めまして、調査をよくまめにしながら取り組んでいきたいと思っているところでございますということから、27年度の予算で、少しは下高井の雨水幹線の残りに着手されたのかなというところを含めてお聞きしたいです。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今の小堤議員の質問は、相野谷川の上流、ゆめみ野の区画整理より永山公民館を通過して、中学校を通過して上高井のほうに行く、既存の水路を改修したのかということかと思えます。

八丁橋より上流部分は1級河川でなくなりまして、公共下水道で素掘りで穴を広げているのは下水道組合で施工してあります。それから、今度ゆめみ野の区画整理地内に入りまして、あれは3・4・20号線って真ん中のカスミストアが抜けている、そこまでは完成、仕上がっております。それより上流部につきましては、まだ公共下水道の事業計画区域に入っておりませんので、うちで整備はできない状態になっています。

現在、管理しているのは取手市のほうで、その水路をずっと上流まで管理しているのが現状でございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） そうしますと、ゆめみ野地区の調整池のあたりは整備してあって、それ以上は下水道組合では今は管理できない状況だと、あとは取手市だと。そうすると、ちょっと取手市の話はこっちに置いておいて、管理できない理由をお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） 管理できない、位置づけが公共下水道の雨水になっていない。既設の単なる排水路ということですので、それは市の管理の分野に入るといふこと。公共下水道で事業計画にのったものは、うちでかけていくという、そこが境目になると思えます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） わかりました。じゃあ、下は相野谷川になるけれども、ゆめみ野よりも上流のほうは下高井雨水幹線で、ただの排水路だということ、取手市の担当部局のほうで推進していったほうが妥当ではないかということによろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（済賀幸夫君） 現在管理しているのが、その水路については取手市役所ですので、道路が冠水したとか、側溝の捌けが悪いという苦情かと思いますが、取手市のほうに協議していただいたほうがよいことになると思います。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、そのように、またそういう要望も住民からありますので、その辺を踏まえて今度は取手市のほうとよく協議していきたいと思いますが、管理者、こんなことで2年前の答弁はよろしいのでしょうか、ちょっとよくわからないのでお願いします。

○議長（山野井 隆君） 議題の範囲を超えておりますので、別の機会にお願いしたいと思います。

もう一度質問をお願いします。

小堤 修君。

○4番（小堤 修君） 戻しますが、27年度の決算の金額の中にそういったところが入っていたのでしょうか、そういう工事はどこだったのでしょうかということが私は疑問に思ったのでお聞きしたということです。

○議長（山野井 隆君） 要するに管理者の答弁と予算が反映されたとかという整合性を問うているわけですね。

そこについて、どうでしょう。

済賀幸夫君。

○企画財政課長（済賀幸夫君） 平成27年度の決算資料、平成27年度の一般会計決算書のさっきの工事請負費の取手地区幹線管渠工事（雨水分）という、この区画の中には、議員がおっしゃっています相野谷川上流部の箇所は一切工事しておりません。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） わかりました。どうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） そのほかありませんか。

石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） 1点だけ質問していきます。

ことしの初めに一般質問の中でマンホールのふたを取り上げさせていただいたときに、戸頭のマンホールが上がってしまったという観点から、今回決算のところのマンホールポンプ点検整備業務委託について質問をしていきます。25ページになります。

これは、取手とつくばみらいだと思いますが、何カ所点検いただけるのか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 管理課長補佐中山 茂君。

○管理課長補佐（中山 茂君） ただいまの石井議員のご質問にお答えいたします。

こちらの業務委託はマンホールポンプの状態を事前点検で確認いたしまして、不具合等を整備することで、突発的な事故、故障等を未然に防止することを目的といたしまして、マンホールポンプ28カ所で点検を実施いたしました。

○議長（山野井 隆君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） その点検項目の中は、点検一覧表とありますが、何項目点検されているのか、また、1年単位で点検されていると思いますが、何月から何月の間の期間でやられているのかご質問いたします。

○議長（山野井 隆君） 中山 茂君。

○管理課長補佐（中山 茂君） ただいまのご質問にお答えいたします。

点検の内容といたしましては、ポンプを一時的に吊り上げまして、ポンプの外装と中の潤滑油等の状態の確認及びポンプが設置されておりますマンホールの内部の状態確認、それと配管と電気経路等の確認を実施しております。

時期的には、上半期に実施してございます。

○議長（山野井 隆君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） 28カ所、取手とつくばみらいで点検されていると思いますが、毎年のことだと思えますが、問題点などあったのか、例えば電気ケーブルがうまくいっていないとか、そういう問題点など上がってきていると思いますが、どういう問題点が上がっているのかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 中山 茂君。

○管理課長補佐（中山 茂君） ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度はポンプのほうの点検、配管の点検をいたしまして、一部配管のほうにバルブ等の未着が見られましたので、そちらの方の改修工事を実施しております。1カ所です。

○議長（山野井 隆君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） ありがとうございます。

決算ということで、今回随分問題点が上がってきていると思いますので、次年度に引き継いでしっかりやっていただければと思います。質問を終わりにいたします。

○議長（山野井 隆君） ほか、ありませんか。

齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） それでは、1点だけ確認でお聞かせいただきたいと思えます。

19ページ、負担金、補助及び交付金の負担金のところでございます。決算書を拝見いたしますと、日本下水道協会負担金、関東地方下水道協会、茨城県下水道協会、それから、下水道整備促進協議会、また別に下水道協会講習会の負担金となっております。これは、組織はそれぞれにあって、これだけの負担金を毎年負担されていると理解をしますけれども、この組織について、どうなっていて、それでまたそういう団体にどのように参加して、またどのようなことが協会の負担金を払うことによってメリットがあるのかということ

伺いたいと思います。

また、その下の派遣職員負担金についても、内容についてお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

次長川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 齋藤議員のご質問にお答えします。

日本下水道協会が、今、公益財団法人日本下水道協会と言いまして、これに連携しまして関東支部と茨城県下水道協会がございます。

下水道整備促進協議会ですけれども、これは茨城県の県の下水道課、茨城県の下水道の促進協議会ということで、普及とか整備促進等を主な目的として事業を行っております。

内容につきましては、排水設備とか普及促進、あと定例会等の事業でございます。

○議長（山野井 隆君） 効果について、答弁を求めます。

○次長（川上雅彦君） 事業効果につきましては、下水道職員の日々の勉強というか、新任職員の研修とか、そういうのも行っていますので、下水道の事業に対しての専門的な用語とか、そういうのも勉強になっていると思います。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） それはそれで何か研修会があったりとか、会議があって、例えば1年に1回でも、そういう形で交流があったりとか、そういう1年間の年間のスケジュールみたいなものもどのように、それぞれの団体で何かお決まりがあって運営がされているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 齋藤議員のご質問にお答えいたします。

今年度、日本下水道協会におきましては、排水設備の講習会と下水道技術セミナー、下水道事務セミナーということで、5名ほど参加しております。

それと、茨城県下水道協会主催によります排水設備関係職員研修会ということで、1名参加しております。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 何か、例えば役回りで取手市の下水道組合が担当するようなことが、それぞれの日本下水道協会であるのか、または関東であるのかとか、茨城県であって役割を持ち回りでやっていますよみたいなことはいかがですか。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 今現在、取手地方広域下水道組合管理者にはお願いしてあるのは、茨城県下水道協会の理事をやっております。それと、下水道整備促進協議会のほうで去年まで一応監事のほうを任されておりました。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 下水道協会の講習会の負担金は別に払っているというシステムに

なっておりますけれども、それで間違いないですね。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 無料のものもありますけれども、負担金を払っておるものもごさいます。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 派遣職員の負担金についても、内容についてもう一度お願いします。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 派遣職員につきましては、取手市から2名、つくばみらい市から1名来ておりますので、この職員の給料分の負担金でございます。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計決算の認定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

○

○議長（山野井 隆君） これにて本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。よって、平成28年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり熱心なるご審議をいただき、まことにありがとうございました。

午後4時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員